

特別展 京都歴史こぼれ話 - 京都新聞連載コラム『雑学京都史』より -
展示資料 解説集

中世

喫茶店のルーツ

2007年3月28日(水) 京都新聞朝刊

「ちょっとお茶でも」と、京都には気軽に立ち寄れる喫茶店がたくさんありますが、では、いったいつごろからあったのでしょうか。実は室町時代には、すでに喫茶店(コーヒー・紅茶は出ませんが)がありました。今回は、当時の喫茶店「一服一銭」について紹介しましょう。

医薬として飲まれ

そもそも、わが国に茶(抹茶)を喫する風習を伝えたのは、最澄のような唐から帰国した僧だと言われています。初めお茶は、貴族や僧侶など一部の人々の間で医薬として飲まれていました。その後、喫茶を楽しむ人のすそ野が広がり、鎌倉時代末期から南北朝期にかけて一般の人たちに

も喫茶の風習が定着していきます。

室町時代になると、いよいよ喫茶店が出現します。その存在は古文書などの記録から知ることができます。店が設けられた場所は、寺院の門前や境内、大通りなどで、参詣人や往来人でにぎわっていた場所です。店の造りは、すぐに移動できる程度の簡素なものであったと思われます。

名称は「一服一銭」

このような店は「一服一銭」と呼ばれていました。「一服」は粉薬など一包(一回分)を意味する単位で、「一銭」は代金と思われがちですが、当時は喫茶に適した抹茶の量のことを指したと思われます。量を計るのに一文銭大の匙が用

いられたことから、こう呼ばれるようになったのかもしれませんが。日本に茶が伝来したころ、医薬品として喫茶されていたことを考え合わせますと、この名称がなるほどと思われる。

写真は、応永10(1403)年に、三人が東寺の南大門前での茶売り(喫茶)の営業許可を東寺に求めたもので、「一服一銭」に関する古文書では最も古いものです。焼香のための火を茶釜の火種にしない、關伽井(仏に供える水をくむ井戸)の水を使わないなどを誓っており、門前での営業ならではの契約内容に思わずうなずいてしまいます。

(京都府立総合資料館 資料主任池田好信)

南大門前一服一銭茶売人道覚等連署請文

東寺百合文書 ケ函

東寺の南大門前は、洛中と洛外の境に位置し、室町時代には「東寺南口」と呼ばれた出入口がありました。この「南口」は西国や奈良に至る街道に通じていて、多数の人やおびたしい物資が出入りした交通の要衝でした。門前は参詣人や通行人でにぎわっていたでしょう。

この文書は、そのにぎわいを目当てに茶売り商人が南大門前に店を出していたことがわかるもので、往来での喫茶の初見史料です。

内容は、応永10(1403)年、茶売り人の道覚ら三人が営業上守るべき事項を記し、東寺に提出した請文です。門下の石段辺では営業しない。門のすぐ横の鎮守八幡宮の宮仕部屋に(火の気が残る)茶道具を預けない。(湯沸かしの)火種を八幡宮や諸堂の香火から取らない。(茶の湯の)水を灌頂院の關伽井から汲まない。もし、これらに違反したら寺辺を追却されてもかまわないと誓約しています。

は防火の観点から出来るだけ火の気を伽藍から遠ざけようとするものであり、は信仰に関する観点からの内容になっています。

廿一口方評定引付

東寺百合文書 く函

応永11(1404)年、東寺の危懼は現実のものになりました。

この記事によると、4月1日、茶売り人が預けた火鉢等が原因で、南大門脇から出火、幸い小火で消火することが出来ました。4月3日、東寺は請文の旨にそって、茶売り商売を停止させ、南大門前からの彼

らの追却を決定しています。

これに対して、当の茶売り人は醍醐三宝院の青侍である若狭法眼慶円を仲介に、元のように商売をしたいと願い出ましたが、東寺はこれを拒絶しました。その後も茶売り人の商売再開の希望は強く、再三にわたって願いが出され、7月20日、東寺は「告文の請文」の提出を条件に商売再開を許可しました。

* 評定引付 *

中世の東寺は、廿一口方供僧をはじめとする各供僧組織が合議制で運用していました。重要事項は評定と呼ばれた会議で協議され決定しました。その議事録が評定引付です。

南大門前一服一銭茶売人道幸後家等連署請文

東寺百合文書 し函

この文書が、前号『引付』記事の「告文の請文」にあたるものです。3日後の応永11(1404)年7月23日に出されていますが、内容はかなり厳しくなっています。

九条大路より南で営業すること。茶道具を南大門下などに置かないこと、さらにはそれらを寺内の者に預けないこと。南大門に立ち寄りたり、むやみに寺内を往反しないこと。この三か条に背いた時は、自身は罪科に処され、茶屋は破却されても、権門勢家に頼ることはしないというものです。

南大門前茶売人沙弥浄音請文

東寺百合文書 や函

応永18(1411)年2月10日付けの同種の請文です。この文書からは、茶売りのため、門の内外が汚れるので毎日清掃をすること、遊女による茶の給仕を禁止すること、などの項目が新たに加わっています。

天空の恐怖 - 彗星

2007年6月27日(水) 京都新聞朝刊

日食や流星群の出現、あるいは彗星(ほうき星)の接近などは、現代では壮大な「天体ショー」であり、人々の観測・見物の対象です。

しかし、その昔、これら天空の異変は、原因や人間への影響が分からず、恐ろしい忌むべき現象と考えられていました。廃朝廃務といい、日食により天皇が政務に就かなかつたり、役所が休みになることもありました。

しかし日食は、突然とはいえず出現頻度が高く、観測が容易なことから、早くから周期性が認められ、既に七世紀には粗雑ながら予報が行われるようになりました。それによって、人々の日食に対する恐怖は薄らいだといえます。

応仁の乱の最中

これに対し彗星は、出現する周期が何十年と格段に長

く、当時では予告なしに現れるところから「妖星」として恐れられました。同じように突然現れながら一瞬で消滅する流星に比べ、数日間、時には一か月余りの間、出現して長い尾を引いて次第に近づいてくる彗星は、人々の恐怖の対象となったのです。

さて、応仁の乱の真っ最中、応仁2(1468)年9月、京都の西の空に、丈(3メートル)余の尾を引く彗星が現れます。この彗星は各種の日記に記録されており、早いもので9月6日、遅くとも10日には、その出現に気付いています。尾の長さをどうして測ったかはさておき、「光芒丈余」という点ではどの日記も一致していました。彗星の中でも、尾の光芒が中心から四方に吹き出て見えるものを孛星といい、これが現れると乱の起こる兆しとされました。今回の

彗星は孛星でこそなかったものの、三十日余りもの長い間空に在りました。大乱のさなか、天空に居座って妖光を放つ凶星の存在は、大いなる不安を人々に与えたことと思われれます。

「天の安寧」祈る

これに対して十六日に至り、朝廷はこの凶事を被う祈禱を伊勢神宮などの社寺に命じます。写真の文書は、時の後土御門天皇が東寺に命じたものです。9月22日から10月5日までの間、「一天の安寧・聖運の長久」を祈らせています。

長雨や旱天などの自然災害に劣らず、こうした天空の異変は、当時の人々にとって、祈禱を以て振り払うべき凶兆だったのです。

(京都府立総合資料館 資料主任武田修)

後土御門天皇綸旨

東寺百合文書 函

この文書は、応仁2(1468)年9月16日、時の後土御門天皇が、京都の西の空に居座って彗星が妖光を放ち続けるという凶事を祓うため、東寺へ祈禱を命じたもので、9月22日から10月5日までの間、「一天安寧・聖運長久」を祈らせています。

伝奏代広橋兼頭奉書

東寺百合文書 函

前文書同様に、応仁2(1468)年9月16日、將軍足利義政が東寺に対して「天下太平・武運長久」の祈禱を命じています。

伝奏広橋兼宣奉書

東寺百合文書 函

応永9(1402)年正月半ばに彗星が出現し、北山殿足利義満は2月17日から「彗星の御祈」を行うよう命じました。この文書はその祈禱命令を伝えたもので、伝奏広橋兼宣が東寺長者金剛乘院俊尊を通じて、東寺に伝えています。

彗星祈禱修僧廻文

東寺百合文書 函

義満の命令を受けた東寺は、仁王経読経を一百部と、仁王護摩・五大尊護摩を講堂で7日間行うこととしました。

護摩は増長院法印行室以下の供僧に割り当てられ、勤行を促した廻文が回されます。それがこの文書です。指名された供僧は、承諾すれば名前の下に「奉」の文字を書き入れて返事としました。ここでは全員が承諾しています。

なお、彗星は祈禱が開始された2月17日から見えなくなりました。

* 伝奏 *

朝廷に置かれた重職で、天皇・上皇に近侍して奏聞・伝宣を勤めましたが、足利義満がその意を奉じた文書を作成させてからは、將軍・幕府の命令も伝えるようになりました。

室町幕府三代將軍足利義滿の愛した少年といえ、鬼夜叉(のちの世阿弥)が有名です。ところで、彼ほど有名ではありませんが、同様に義滿の寵を集めた人物に御賀という人がいます。大和国出身らしいこと以外は年齢も容貌も不明ですが、当館所蔵の東寺百合文書の中に、彼の登場する文書がいくつかあります。

政治顧問より上

写真は、足利義滿が応永13(1406)年、東寺が保有していた仏舎利をもらいうけた時に義滿自身が作成した文書です。仏舎利とは釈迦の遺骨で、空海が唐から請来したもので、当時、これを分けてもらうのは身分の高い人々に限られていました。

まず愚老(義滿)が八粒とり、次いで御賀磨が二粒、その次に黒衣の宰相といわれた醍醐寺座主満濟僧正が続きます。

す。義滿の政治顧問として権勢を振った満濟を差し置いて第二位に記されたのですから、御賀がいかに義滿に寵遇されたかがわかります。また「磨」という美称を付けて呼んでいるのも親愛の情を示すものです。

さて、その御賀が東寺領の莊園に触手を伸ばします。彼の出身大和国に河原城莊(奈良県天理市)という莊園がありました。応永6年寄進されて以来、東寺領だったのですが、応永11年5月、御賀が所務職(管理人職)を所望しているとの報が東寺に入ります。東寺では、將軍寵愛の御賀の言うことならばしかたがないと、所務職を請け負わせます。

義滿死後力なく

ところが御賀は9月になると今度は所務職でなく莊園そのものを買取りたいと言い出します。東寺は寄進以来の

由緒を理由に申し出を断りませんが、御賀は強硬な姿勢を変えませんが、東寺は、これ以上の抵抗は「難儀に及ぶ」との判断で売却に応じ、東寺の河原城莊に関する権利主張は封じられました。

このような御賀の強硬姿勢の背景には、もちろん義滿の威光がありました。世阿弥が義滿の後援のもとに能を大成し、その芸術性を高めたのに対して、御賀は將軍の権威により一莊園の入手という俗世間的な利益を得たのです。

しかし、義滿の時代はすぐに終わります。応永15年、義滿死没。跡を継いだ四代將軍義持は、御賀の不当な横奪を止めるよう命じ、河原城莊を東寺に返還させました。もはや御賀には何の力もなかったのです。

(京都府立総合資料館 資料主任武田修)

足利義滿仏舎利奉請状

東寺百合文書 き函

この文書は、応永13(1406)年9月10日、義滿が、東寺の仏舎利を奉請した(請い受けた)時に、自身で書いたものです。

御賀磨は時の権力者である満濟を差し置いて、二位に記されており、いかに義滿に寵愛されたかがい知れます。

廿一口方評定引付

東寺百合文書 く函

応永11(1404)年5月21日、東寺は、義滿の北山第に伺候していた加賀法橋祐舜から、御賀から寺領大和国河原城莊(奈良県天理市)を所望するという申し出があったことの報告を受けました。東寺としては給主(莊園経営を委任された僧)が遠行のため不在で、対応が困難ではあるが、相手が義滿寵愛の「御児」御賀であるため、長引かすのは良策でないと判断して、了承することにしました。

以下、義滿の寵を受けた御賀が、河原城莊に触手した際の文書を掲げます。

普光院頼暁・清浄光院堅濟連署売券

東寺百合文書 メ函

東寺は、御賀の所望に対して、年貢50貫文の納入を約束に「所務職」を宛行うことにしていました。しかし、9月になって、御賀からは所務職ではなく、莊園そのものの買得を求めてきました。東寺は、この莊園が空海以来の旧跡であり、売却は出来ない。替え地との交換なら可能であるとの態度を示しましたが、御賀は重ねて150貫文での売却を要求してきました。東寺は三宝院満濟に意見を聞くなど対策に苦慮します。そうしている内に、御賀は義滿の内諾を受けたとして、さらに強い姿勢で臨んできました。東寺

は、これ以上の抵抗は難儀に及ぶとの判断から応永11(1404)年10月1日に荘園の売却に応じました。これがその時の売券です。

なお、この文書は墨抹ぼくまつされています。これは一旦、東寺が正式に発した文書を、応永15(1408)年に至って取り返し、その効力を無くするために文面を破棄したからです。

足利義持御判御教書

東寺百合文書 水函

義満は、応永15(1408)年5月6日に死没しました。これにともなって御賀の力も急速に衰えたことは言うまでもありません。

東寺は荘園を取り戻すために、素早い動きを見せ、九月に幕府に訴えを起こしました。10月5日には、この將軍足利義持ごはんみききょうじよの御判御教書が東寺に下され、河原城荘はもとのように東寺に安堵あんどされました。

御賀大和国河原城荘代官職請文

東寺百合文書 水函

安堵の御教書が下された10日後、応永15(1408)年10月15日、早くも御賀は赤松義則の口入れを得て河原城荘の代官職補任ぶにんを求めてきました。東寺は、この申し出を拒否するとともに、売券等の返却がない限り、代官職の補任はあり得ないと回答しました。10月17日に、御賀は売券等の返却を了承したようで、10月23日に実際に返却されました。これを示すものが応永15年10月1日付け売券の端裏書です。この状況を受けて東寺と御賀の折衝のうえ、御賀が提出した請文がこの文書です。

この後、御賀は3年ばかり代官を務めました。年貢の未進が重なり、応永18年に代官職を改易されました。

道路が耕地に

2008年1月30日(水) 京都新聞朝刊

太平洋戦争の末期、食糧不足を補うために、校庭がサツマイモ畑へんぼうに変貌したとの記事を何かの本で読んだことがあります。

公共の土地が耕地に変えられたのは、何もこの時期だけのことではありませんでした。

永久3(1115)年の古文書あともんじよ(阿刀文書)にも「件の巷所くわんじよ、元は古より道路として耕作なし、(略)開発せしむるの後、一円に領する所なり、」とあり、古く平安時代にも平安京の道路が耕作されていたことが記されています。

役所が管轄、禁止

当時、このような耕地化された道路を、「巷所」と呼んでいました。巷所では畳表の材料になる藨草いぐさや稲・麦などが栽培され、条件のよい所で

は、肥やしが使用されて二毛作も行われていたようです。

もともと、京中の道路の管理は「京職」という役所が管轄し、巷所を禁止し、取り締まりの対象にしていました。しかし巷所は減少することなく、むしろ増加したようです。14世紀頃までには、京職は巷所禁止の原則を放棄してしまいました。

大路、半以下に

写真は、室町時代の初期の八条通(朱雀、大宮間)の様子を示したものです。八条通の南側の東寺領巷所と北側の巷所が大きく張り出し、幅24メートルに及ぶ大路が半以下に狭くなり、まっすぐなはずの通りが曲がっています。大変、通行の障りになったことでしょう。

実際、応永13(1406)年には、

この東寺領の南側巷所について、西八条の遍照心院へんじょうしんいんから東寺に対して、道路が狭くなり不便になったので、巷所を削り、元どおりの道にするようにとの訴えがありました。これに対して東寺は、寺領の減少には不満が残るものの、しかたなく遍照心院の要求を受け入れたようです。

そもそも、巷所発生の一因として、平安京の道路が必要以上の広さを持っていたことが考えられます。京都が中世都市へ変貌を遂げる中で、土地をより効率よく利用するための現象だったのです。もちろん、その底流には、中世民衆の耕地拡大への執着や生活向上の意欲があったことは間違いないことと思われます。(京都府立総合資料館 資料主任池田好信)

遍照心院巷所差図案

東寺百合文書 水函

巷所とは、平安京の道路が耕地・宅地化されたものをいいます。

平安京は、九世紀初頭に計画都市として成立しました。道路については、朱雀大路が27丈（約80m）大路が8丈（約24m）小路が4丈（約12m）の幅を持っていました。この広さは、当時、必要以上のものであったようで、京都が中世都市へ変貌を遂げる中で、土地をより効率的に利用するための現象が巷所であったと考えられます。

この差図は、寛正3（1462）年に書写されたものですが、応永年間（1394～1428）の様子を示しています。

図の中央を横断する道路が八条大路、「朱雀」「大宮」も示されています。朱雀～大宮間、南からの八条大路への張り出し、大宮以東、北からの八条大路への張り出し、まさにこれが巷所です。まっすぐなはずの八条大路が巷所に侵食され、変形していることがよく分かります。

廿一口方評定引付

東寺百合文書 天地之部

実際、右の土地については、応永13（1406）年、西八条の寺（遍照心院）は、百姓が勝手に南方巷所を広げたために道幅が狭くなったと不便を訴え、南方巷所の領主である東寺に対して、巷所を削り、道幅を広げることを要求しています。東寺はこれに対して、寺領の減少は容認できないとしながらも、通行の障害になっていることは認め、遍照心院を訴えを拒否することは出来ませんでした。

八条朱雀田地差図

東寺百合文書 せ函古文書

この差図は、左の寛元2（1244）年売券に添付されたものです。当時の巷所での農業の様子が示されています。

季節は売券の日付から九月と考えられます。土地は東高西低で、西側（図下）に「ツツミ」「ミソ」と記載され堤の裏側には排水溝が走っています。三つに区分けされた下段の区画には「井種（蘭草）」が栽培され、中段の区画には「ヲクテ（晩稲）」が植えられていたことがわかります。上段の区画には種目の記載はありませんが、「籾種田升 四升、麦種同升 九月七升 十月八升」とあり、春に稲、裏作に麦の二毛作の耕地と考えられます。この図が作成された時は、稲と麦の植替期にあたり、実際に何も植え付けられてはいなかったと判断されます。

また、「井（蘭）栽時十月九月 コヘ（肥）ヲクコトナシ、麦ニソー二両八カリオク」とあり、麦の栽培には車一～二両の単位で肥やし（おそらく牛糞）を使用していたことも伺われます。

この他、上段と中段の境目の「クヒアリ」は、地目の違いを表すために打たれた杭であることや、本所である右京職家には「筵」が上納されていたことなどを知ることが出来ます。

大隅やさ入道・同妻西面連署田地売券

東寺百合文書 せ函古文書

寛元2（1244）年9月8日、大隅やさ入道・同妻西面が、「右京 八条ヨリ南 朱雀ヨリ西 朱雀面ヨリ南寄」の巷所田半（180歩）を、代価七貫文で、丹治氏女に売却した売券です。

写真に示したのは永正14(1517)年正月14日、何者かが東寺宝泉院の僧、侍従公良元の悪行を4ヶ条にわたって告発した寺内落書です。

一、金蓮院の畠の豆を盗み、ゆでて食べたこと。

二、執行の屋敷の藪垣を盗み、燃やしたこと。

三、光明院の門の松を盗み折ったこと。

四、妙観院の僧、大納言が留守の間に、袈裟その他の物を盗んだこと。

このように指摘し、寺家として早急に処分が必要である、処分しなければ寺家が天下の法を破ることになる、と糾弾しています。

仮名交じりの稚拙な文字であり、誤字脱字も多く見られます。言葉づかいも丁寧であり、投書者が寺内の下級の人物であった可能性をうかがわ

せませす。また指摘する事実は具体的で詳しく、目撃者の話のようです。しかし投書者の期待に反し、東寺は一向に対処する様子がありません。

投書者は、東寺が落書を無視するのは、寺僧が良元をひいきしているためと解釈し、さらに落書を重ねます。ここでは「盗み出した袈裟というのは実は直綴(高価ではない略儀の僧服)で、それを墨に染めて平服として着用している」という新たな事実を指摘し、「このような小さな盗みを繰り返す者をひいきによって処分しないのなら、落書を御所の御門に立てる」と糾弾します。

落書のなかで投書者は、落書が「寺家が定めた御法」に任せて投じたものであり、寺家自身がその法を守らないのなら、以後、寺内落書という

犯罪告発の便法が通用しなくなることを警告しています。その場合、落書という手段に見切りを付け、幕府に直訴する、と付け加えています。

こうした激しい攻撃を受けて、東寺も対応に踏み切りません。良元は寺僧として各種会議に出席していたのですが、ある時以後その名が見えなくなります。恐らく寺僧の資格を剥奪されたものと思われる。

東寺は他の事情により、落書に対応できなかったのですが、その間に落書が連続し、外部に漏れる危険性を帯びるに至って、厳しい処分に及びました。寺内落書は、中世東寺にこのような寺内検断告発と断罪の方法があったことを伝えていきます。

(京都府立総合資料館 資料主任武田修)

寺内落書

東寺百合文書 ツ函

落書は、一般的には政治・世相・個人などを批判・風刺した匿名の文書で、「二条河原落書」は大変有名です。しかし、これとは別に中世の大寺院の中では、落書が「匿名の投書」の形で、犯罪者摘発の方法として制度化されていました。

この文書は、永正14(1517)年正月24日、何者かが東寺宝泉院の僧侶、侍従公良元の悪行を告発した落書です。

金蓮院の畠の豆を三社の藪裏から行って盗みもいで、三畳敷の部屋で湯沸かし鍋で茹でて食べたこと。

執行(屋敷)の藪垣を盗み、燃やしたこと。

光明院の門の松を、明け方に行って盗み折ったこと。

妙観院の大納言(と呼ばれた僧侶)が帰郷して留守の間に、塀を乗り越え窃盗に入り、袈裟などの品を盗んだこと。

など四か条にわたっており、寺家として早急の処分が必要であり、処分しなければ寺家が天下の法を破ると糾弾しています。

なお、宝泉院・金蓮院・光明院・妙観院はいずれも東寺の子院、執行は堂社の営繕や道具の管理を司る役職のことです。

寺内落書

東寺百合文書 オ函

最初の落書から4日後の正月28日、2度目が投げられました。

前回と同内容ですが、妙観院の袈裟については、袈裟は直綴(僧服の一つ)で、それを墨で染めて着用しているという新たな事実を指摘し、「このような盗人を鼻肩によって処分しないのなら、天下の法

を破ることなので、この旨を御所の御門に立てる」と警告しています。

寺内落書

東寺百合文書 才函

この中で告発者は、良元の行為が「隣郷に隠れ無きこと」「他所の人の口からではなく、宝泉院の内の者から聞いたこと」であることを明らかにしています。

また、落書は寺家の御法に任せて投じたものであり、寺家はその法を守らないのなら、以後、落書という告発の便法は通用しなくなると警告しています。そしてその場合、幕府へ訴えを切り替える。そうなのは「寺家の寺僧の御恥」ではないか。それでも対応しないのなら

「以後は落書も立てまじく候、公方様へ訴え申すべく候」と、落書という手段に見切りを付け、幕府に直訴すると付け加えています。

筑後某請文

東寺百合文書 ツ函

はげしい告発を受けて、東寺は一定度の対応をしなければならなくなりました。それを示すものがこの筑後の請文で、端裏には「筑後白状」と記されています。

白状は、犯人自身が自分の罪を認めて出す文書のことですが、この場合は、筑後が落書四か条の内容について、虚言ではなく、実際にあったことであると証言したものです。

なお、筑後は、告発者のいう「宝泉院の内の者」と考えられ、供僧から今知っていることを隠して、のち他から露見すると盗人と同罪に処すると言われて、白状した者です。

廿一口方評定引付

東寺百合文書 ナ函

白状のあった翌日3月8日、この件について会議が開かれましたが、記録には議題の「宝泉院侍従公良元進退之事」と書かれているのみで、内容はわかりません。しかし、これ以降、良元の足跡が東寺の関係文書の中から見出すことができなくなるので、おそらく供僧の資格を剥奪されたものと思われる。

江戸時代、二条城かいわいには幕府の役所が立ち並び武士たちが働いていました。今回は、そんな武士の一人、旗本松崎権三郎の京都における正月を紹介しましょう。

彼は江戸から赴任して、上方の幕府領の年貢を収納する二条城内や城外西にあった御蔵(米蔵)の管理を行う蔵奉行の役を務めていました。その「仮御役中日記」によって、元旦から業務が本格稼働となる11日の御蔵開までの様子を追ってみます。「仮御役」とあるのは、本来の蔵奉行が病気のため、一年の間、補佐を行う役目だったからです。

にぎわう二条城

享保16(1731)年元旦の空は、日の出とともに曇りから段々と晴れてゆきます。6時ごろ彼は、同僚と城の周辺にある京都町奉行所などへ新年の挨拶回りに出かけます。一通り終わると、最後に、二条城の警備を担当する東西大番組のうち西の大番頭の屋敷で

行われた、京都所司代も臨席する式に出席します。今では想像もつきませんが、正月の二条城かいわいは年始あいさつの武士が行き交っていたのです。

2日は、同僚と駕籠に乗って年始回りに出かけます。熨斗目麻袴のしめあきかみしもの装いです。最初は近くの医師山脇道作(東洋)、次に相国寺門前の禁裏付松平石見守、京都大工頭中井主水、代官角倉与一、寺院では清水寺、東本願寺、西本願寺などを回っています。東本願寺では、雑煮、吸物、お酒もいただいて、門跡と対面したようです。

4～9日は、町奉行などからの返礼を受け、それに対して再び御礼のあいさつに出かけたり、自分の宿舎で同僚と寄り合いなどを行っています。

10日は、祇園社(八坂神社)などを回り、最後には、御所の紫宸殿で行われる国家安寧、国民民福を祈る真言密教

の大法会である御修法護摩みしほごまの見物に出かけています。彼は「源氏物語」を読んでいたのか、内部の様子が、「源氏にそっくりだ」と驚嘆しています。今年は源氏物語千年紀ですが、舞台となった平安内裏を偲ぶことが出来る御所は、江戸時代も注目スポットだったのですね。

本格稼働は11日

そして11日は本格稼働の御蔵開でした。この日は、終日大雪でしたが、泉州(大阪府)から約500石(80トン)の米が運び込まれました。彼は袱紗小袖袴ぶくさこそでかみしもの装いで立ち会っています。11日が本格稼働とは、ゆったりとしていたのですね。

元日、朝からの年始回りなどの後は、御所見物で源氏物語に思いをはせるなど、彼は歴史と文化の京都の正月を楽しんでいたようです。

(京都府立総合資料館 資料主任山田洋一)

仮御役中日記

二条城内や城外西には幕府の御蔵おくら(米蔵)がありました。この日記は、その管理を担当した旗本松崎権三郎の職務日記です。「仮御役」とあるのは、本来管理を行う蔵奉行が病気のため1年の間、補佐を行う役目だったからです。享保16(1731)年の1月分だけですが、年始、米の搬入、御蔵の管理などの様子を知ることができます。

山城国水系図(二条城周辺部分)複製

享保期(1716～36)作成の山城国水系図中の二条城とその周辺部分を拡大した図です。城、所司代屋敷、東西京都町奉行所等とともにパネル左上には松崎権三郎が管理した御蔵や蔵奉行達の宿舎が見えます。

「市民が行政を動かす」ということは、今日でも容易なことではありませんが、江戸時代の京都の町人たちは、その難事に挑戦し実現しました。それは「町代改義一件」と呼ばれる、町人達の力を示した大訴訟事件です。

当時、京都には約1900の町があり、約35万の町人が住んでいました。これらの町々は、互いに支え合うために、十数町からなる小組を組織し、更にこの小組を連合した町組という組織をつくっていました。京都町奉行所は、この町人たちの自治組織を利用して町を治めていました。

「町代」は、古くはこの町組の代表でしたが、後には触の伝達や届け出の取り次等、町組と町奉行所とのパイプ役になります。更に長い年月の間に役人的性格が強くなり、

町への態度が傲慢になっていきました。町人たちにはそのことが我慢ならなかったのです。

事件の発端は、文化14(1817)年7月、下京上良組釜座町の町年寄石黒藤兵衛等が、同町組新任町代の挨拶の不法等を町奉行所に訴えたことでした。しかし、いっこうに頭を下げようとしない町代たちの態度に町組側は憤慨し、下京の全町組が結束して訴訟することになります。さらにそこに上京の全町組も加わり、「町代とは町組の代表者が雇い人か」など、町代のあり方を問う大訴訟に発展しました。しかし、個性も思惑も違う町年寄たちがまとまるのは大変なことです。途中、訴訟から脱落する町組もありましたが、石黒藤兵衛等は最後まであきらめることなく、町人

の力をまとめて町奉行所の取り調べに臨みました。彼は釜師でしたが、家業をなげうち、寝る間も惜しんで、この一件のために立ち働いたということです。

町奉行所は、町を治めるのに町代を頼りにしていた面もあったのでしょう。始めのころは町代に味方していましたが、大訴訟へ発展してしまうとそうもいきません。ついに翌文政元年10月、町組側が勝訴し、町組の優位性が認められ町代の権限が縮小されました。このパワーは、さらに町組の連合組織「大仲」を結成し、明治に入ると、全国に先駆けた番組小学校建設の原動力にもなりました。

(京都府立総合資料館 資料主任辻真澄)

御聞濟十九ヶ条目録并式目改之条々

町頭南町文書

この資料は町代改義一件の事件の勝利を受けて、文政2(1819)年8月に、一件に関し京都町奉行が町に対し認めたこと(御聞濟条目)及び古格を守った町の望ましいあり方や決まり等(定式目)を改めて確認したものです。上良組の町年寄等が署名連印して申し合わせ、各町の町人一同にそれぞれ読み聞かせました。

御聞濟条目録并定式目

福長町文書

福長町の資料の中にも、体裁も内容も町頭南町のものとほとんど同じものがあります。上良組では組に属する全町に同じものを作らせ、内容を承知させたと思われます。

福長町の旗

福長町文書

江戸時代に培った町のまとまりは明治維新後も京都市をささえる組織として大きな役割を果たしました。この旗は明治時代に作られたものですが、町の団結を示す象徴ともいえるでしょう。

組町幟之全図

福長町文書

福長町が属している上良組太郎助廿八町組の幟の図で、上良組の象徴として丑と寅が上方に描かれています。福長町文書には町の記録だけでなく上良組太郎助廿八町組に関する記録も多く含まれており、町組が町の運営に深く関わっていたことがうかがえます。

「町代改義一件」の記録

福長町文書、三条衣棚町文書、町頭南町文書、塩屋町文書

「町代改義一件」は一揆を起こして幕府の御政道を正すというような派手なものではありませんが、誇

り高き京都町人等のねばり強さと気概が町に勝利をもたらしたものです。この輝かしい事実は後世に伝えられるべきものとして、この一件に関する訴状や証拠書類等、事件の顛末を記した記録を各町々で大切に保管してきました。禁門の変の大火等で失った町も多いですが、当館所蔵資料の中では福長町文書、三条衣棚町文書、町頭南町文書、塩屋町文書の中にまとまって残っています。

役中覚

市川家文書

町代改義一件の途中、訴訟から脱落した南^{みなみうしとら}良組に属する御倉町^{みくらちよう}の年寄の記した公務日記です。おもわぬ大事件になってしまい困惑している町の様子が伝わってきます。

市川家文書には、この他にもこの一件のための寄合の文書等が残っています。

京の「町並絵巻」の謎

2007年5月24日(水) 京都新聞朝刊

京都の市街地を歩くと、昔ながらの木造の家々に出合います。このようないわゆる京町家がある町並みは、京都らしい景観として長い歴史があり、大切にしたいものです。

室町末期・江戸前期の京の町並みを知る資料には、洛中洛外図、後期には、写真の「三条油小路町東側・西側町並絵巻」(全二巻)が有名です。

前者は、複数あり、御所、武家屋敷、町並みなどが描かれ、織田信長が上杉謙信に贈ったともいわれるように政治目的で制作されたようです。後者は、一町分の町並みが描かれていますが、目的などが書かれた書き付けなどは残されておらず、なぜ制作されたか謎です。

謎に挑戦してみましょう。

この町並みは、中京区油小路通三条下ル三条油小路町に

ありました。同町は三条通から六角通までの油小路通を挟んだ両側町です。そこで年寄役を務めた^{こしや}糺屋、近江屋吉左衛門が、絵の部分は絵師を雇い、文字部分は自ら筆をとって、1820(文政3)年に制作したものです。

瓦ぶきの二階建ての町家、^{むしこ}虫籠窓、格子、^{のれん}ばったん床几や商家の看板、暖簾などがリアルに描かれています。画面上部には、「茶染師 いつゝや宗介 式軒役」など、家職、屋号、当主名、軒役等が書かれ、さらに乾物屋の主人、遊ぶ子供、武士などの通行人の表情もよく描かれています。

このことから、制作者は町並みを記録しただけではなく、全ての町家、住民、通り、通行人、すなわち町全体を表現したかったものと思われる。制作者の町に対する深い

思いが感じられます。

当時の町は、住民の生命財産を守る自治組織として、固く結束していました。制作者近江屋吉左衛門家の家訓の三条目には、「町のことは麤略(粗略)にしてはいけない」と書かれています。

また、制作の二年前に、京都の町民が結束して勝訴した「町代改義一件」(前回「江戸時代の市民運動」参照)が起きています。同町もこの訴えに参加していたはずです。

これらより、この絵巻は、勝訴をきっかけとして、結束し、繁栄するわが町の姿を後世に伝えるために制作されたと考えられないでしょうか。

歴史を踏まえて、この町並絵巻を見ると一段と味わいが増すかと思われま。

(京都府立総合資料館 資料主任 山田洋一)

三条油小路町東側・西側町並絵巻

近江屋吉左衛門家文書

三条油小路町(中京区油小路通三条下ル)の東側と西側の町並の絵巻です。同町は三条通から六角通までの油小路通を挟んだ両側町です。この町の年寄役を務めた^{こしや}糺屋、近江屋吉左衛門が製作しました。西側の絵図には、六角通から四番目に彼の家が描かれています。

のれん

近江屋吉左衛門家文書

近江屋で使用されていた^{のれん}暖簾です。

家制

近江屋吉左衛門家文書

文化10(1813)年に制定された家訓です。家の繁盛のために子孫が守るべき48カ条の事項が記されています。三番目の条は、「町のことは麤略(粗略)にしてはいけない」と書かれています。

京都御所（京都市上京区）の小御所、御学問所の前には、大きな池を中心にした御池庭が広がっています。

池は船遊びの場

そのたたくまは美しく優雅ですが、実は江戸時代、池は、天皇はじめ皇族方の船遊びの場でもありました。使用される船は御船と呼ばれ、新調や修理が繰り返されました。それを請け負っていたのは御所出入りの指物師です。その一家に、寛永（1624～44）頃から続く、船屋太兵衛家があります。姓は「久米」を用い、当時は四町目（上京区西堀川通出水下ル）に居住していました。同家は、明治になって天皇が東京へ移るとともに指物師を廃業しましたが、家業の誇りを持って、関係の仕様書、見積書、絵図面等を「古文書」として大切に保存していました。ところが、明治30（1897）年6月の初め、そ

んな同家の「船屋太兵衛」こと久米太三郎に、宮内省から連絡が入ります。用件は、京都御所に滞在する明治天皇の御船新調の参考にするため、江戸時代の製作に関わった大工を探してほしいというものでした。

新調は、天皇を慰めようと企画された船遊びのためです。天皇・皇后は行幸啓で4月19日に京都に到着されましたが、洪水による東海道本線不通と東京の麻疹流行のため東京に帰ることができず長期滞在となっていました。

この時、備え付けの御船はなく、新調用の見本も製作されませんが採用となりませんでした。天皇が記憶されていた御船のイメージと合わなかったためかと思われます。往時の姿を再現したいという関係者の思いのため、太三郎の出番となったのです。早速、昔同家で働いていた大工を探

しに伏見に行きますが、一家は絶えていました。それならばと、その家の親戚や自分の家で所蔵している古文書の中から、天皇の御召御船や皇女和宮の御船の絵図、仕様書など15、6点を急ぎよ探し出し、6月7日に提出しました。

天皇思ひかなう

これによって製作が開始され、同月20日には完成します。すぐさま天皇に報告されました。結果は、当時の「日出新聞」（京都新聞の前身）が伝えるところによりますと、ことのほか満足されて、さっそくその日、翌日と連続して船遊びをされたとのこと。天皇や関係者の思いがなかったのも、同家の誇りである古文書が代々引き継がれてきたからこそ、と思われる。

（京都府立総合資料館 資料主任山田洋一）

御船絵図

船屋太兵衛家文書

天皇はじめ皇族が御所等の御池庭おいけにわで使用する船（御船）みふねの絵図面です。船の長さは三間半（約6.3m）です。

和宮様御用桂御所御池庭御船絵図

船屋太兵衛家文書

文久元（1861）年4月の日付のある皇女和宮の御船の絵図です。当時住んでいた桂御所の御池庭で使われるもので、船の長さは一丈三尺（約4m）です。

復命書

船屋太兵衛家文書

明治天皇の御船新調に関する調査の復命書です。明治30（1907）年6月7日に、宮内省より調査を依頼された「船屋太兵衛」こと久米太三郎が提出したものです。船屋は江戸時代に御船の製作を行っていた指物師でした。これにより製作が開始され、同月20日には完成します。

宝永度禁裏・親王御直廬・女御御里・春宮諸御殿指図

中井家文書

宝永5（1708）年の火災の後に造営された御所の絵図です。図上部に御池庭が描かれています。ここで御船は使用されていました。

幕末の京都に、久兵衛さんというとても好奇心旺盛な町人が住んでいました。彼が住んでいたと思われる鍋屋町(現中京区木屋町通四条上ル)周辺は、高瀬舟等の運送業の要所で、人や物そして情報の集まる場所であり、また色々な「天誅」事件の現場近くでもありました。その影響かどうか、彼は「人のうわさ」という幕末時事情報集31冊をまとめ、その頃の世情不安な様子をわたしたちに伝えてくれます。

桜田門外の変や長州戦争、文久・元治年間に京都を舞台に繰り広げられた暗殺事件や池田屋事件、慶応4年の近藤勇のさらし首の話など、幕末の諸事件にかかわる文書や戯れ歌、張り紙、高札など多種多様な情報が収録されています。

久兵衛さんは情報を、身近

な事件の場合は自ら現場に向いて高札や張り紙を写し取り、遠方の事件などについては知人の手紙や飛脚から入手していたと思われます。

しかし、「人のうわさ」のような幕末情報集には、幕府の内部人事や大名・公家の手紙など、庶民ではとうてい知り得ないような内容までがあります。一体どうやって手に入れたのでしょうか。

実は江戸時代、このような情報は、張り紙や筆写した文書、貸本屋の写本などにより半ば公然と流布していました。わたしたちは、江戸時代のニュースメディアとしてまず瓦版を連想しますが、時事情報は規制・制約の多い瓦版などの印刷物より、むしろ写本などの手書きの媒体を介して広まっていた。

久兵衛さんも仲間内で写本などを交換して機密情報を入

手したのでしょうか。「人のうわさ」の情報の充実ぶりから推測すると久兵衛さんの情報ネットワークはなかなかのものであったようです。

さて、この「人のうわさ」は世相を反映した興味深い内容のもので、誤報や流言・デマなど真実からかけ離れたうわさ話も多く含まれています。久兵衛さんが玉石混淆の情報を取捨選択することなく収集したのは、とにかく多くの情報を得たかったからでしょう。

この時期、「風説書」「探索書」「見聞録」など幕末の事件を記録したものが意外に多く残されています。久兵衛さんに限らず多くの人が、混迷の時代を生き抜くために情報を必要としていたことがうかがえます。

(京都府立総合資料館 資料主任辻真澄)

人のうわさ

幕末期の事件記録集ともいえるもので、安政5(1858)年から慶応4(1868)年までの11年間にわたり、桜田門外の変や長州戦争等の諸事件に関わる文書や戯れ歌、張り紙・高札等の写を収集しまとめたもので31冊あります。京都市中京区木屋町通四条上ル鍋屋町の旧家で発見されており、表紙や奥書に記された「久兵衛」と云う名前の京都の町人が筆写したり収集したものと推測されます。

人のうわさ 曾根村の隕石

慶応2年に丹波国曾根村(現京丹波町)に大きな隕石が落下したことを記したものです。隕石に関する数少ない記事の一つで、他ではあまり見ることのない情報です。

久兵衛さんの旺盛な好奇心と情報収集力の高さを感じます。

人のうわさ 洋装の佐久間象山 複製

信州松代藩出身、幕末の思想家で公武合体・開国をすすめていた佐久間象山が、元治元(1864)年7月11日に三条木屋町で尊王攘夷派の浪士に暗殺された記事です。乗馬・洋装の佐久間が斬りつけられて落馬する状況がリアルに描かれています。

色々な風説書 大坂城に怪獣が現れた!?

人のうわさ 複製、大國家文書(寄託資料)

慶応2(1866)年の6月9日朝、大坂城内の御濠に体長約2m余り、尾約1m50cmの謎の生物が発見され、早々に城代に報告された風説を記録したものです。

2つの風説書を見比べてみると、同じ情報でも筆記する人により微妙に変わっていることがわかります。

幕末の風説書の中でも、文久年間（1861～1864）に繰り広げられた暗殺事件や河原でのさらし首については似たような情報や絵が複数残されており、これらの事件について人々の関心が高かったことをうかがうことができます。

島田左近は関白九条尚忠家の家司ですが、幕府の大老井伊直弼やその腹心長野主膳等と通じ、幕府のために奔走した人物として尊王攘夷派志士から憎まれていました。文久2（1862）年7月に京都木屋町で暗殺され四条河原に梟首きょうしゅされましたが、この事件が幕末京都におけるいわゆる「天誅てんちゅう」の発端となりました。

近代

高島屋の賢母

2007年10月24日(水) 京都新聞朝刊

いまからちょうど百年前の1907(明治40)年10月12日、一人の女性が京都市内で死去しました。彼女の名は飯田ウタ(歌子)。このとき75歳。百貨店高島屋の近代化を指導した「賢母」でした。

ウタは、呉服商初代飯田新七の長女として生まれ、二代新七を入婿とします。1878(明治11)年に夫・二代新七に先立たれた後、長男を三代目、二男を四代目として相次いで家督を継がせ、自らも経営に参画します。彼女の指導のもとに、高島屋は店員20名の京都の呉服商から、京都・大阪・東京・横浜などに店を構える一大百貨店へと発展します。

府知事が生前表彰

ウタの死に際して、京都府は知事名の賞状と木杯を死去の当日10月12日付で授与しま

す。しかし実際には、19日に渡されたものであることが当館所蔵の「京都府行政文書」(重要文化財)からわかりました。表彰を生前のものとするための手続きだったようです。

この手続きのための起案書類には、ウタがなぜ表彰に値するかの理由が述べられています。雇い人を慰撫奨励し、子女の教養につとめ、家業に勉勵し、飯田家の盛大をなしたことなどが挙がっていますが、特記されているのは海外への進出でした。

府の文書には、「海外視察こもこもの必要を認め交々渡航せしむる等、単ひとに一家の業務を内援するに止まらずまた時勢を諒察し海外貿易の事に企及する等の国家的念慮おんりょあるは婦女に於て希に見る所なり」とあります。

事業家として評価

業務の改革・販路の確保・新商品の開発のために、息子や店員を海外に派遣し、積極的に貿易に努めたことが「女性にはまれなこと」と特に賞賛されているのです。

明治にも表彰された女性は多数いますが、そのほとんどは、父母や夫に尽くしたとの理由でした。ウタへの表彰も「節婦褒賞」と記録されていますが、海外に目を向けた事業家として評価されたことにも注目されるべきでしょう。

家を守りつつ、明治日本の歩みとともに事業を拡大したウタは、賢母であるとともに一流の事業家でもありました。

(京都府立総合資料館 主事 福島幸宏)

飯田ウタの表彰

京都府行政文書「賞罰 善行 復命書」(明40-7)

飯田ウタは、百貨店高島屋の近代化を指導した「賢母」でした。明治40(1907)年のウタの死に際して、京都府は知事名の賞状と木杯を死去の当日10月12日付で授与します。しかし、実際には19日に渡されたものであることがこの資料からわかりました。表彰を生前のものとするための手続きだったようです。

以下、「顕彰」にかかわる京都府行政文書を何点か御紹介します。それぞれにどのような意図が込められていたか、想像していただければ幸いです。

新築後の高島屋

旧一号書庫写真資料(457)

飯田ウタが死去した直後に立て替えられた高島屋の外観です。

争議の調停

京都府行政文書「褒賞 善行」(明30-19)

茶業の進展に尽くしたとして、相楽郡加茂村字観音寺(現在の木津川市観音寺)の柴崎久五郎は明治32(1899)年に京都府から表彰を受けます。

展示部分は、府からの問い合わせに答えた回答書の一部で、地主小作間の争いに久五郎が救済策を出したことを伝えています。表彰の一要素として、地域秩序の安定に努めたことが重視されたことが注目されます。

俗謡の改良

京都府行政文書「京都府下民政自治善行美蹟集」(明45-64-追1)

明治37(1904)年~38年の日露戦争は、戦費調達のための増税と大量の従軍者・死傷者という結果を日本社会にもたらしました。地域社会を立て直すため、政府は明治四一年以降、「地方改良運動」という施策を展開します。その一環として、京都府では自治に活躍した人々や善行を行った人々を紹介し、顕彰する事業が行われます。

展示部分は与謝郡須津^{すづ}小学校(現在の宮津市吉津小学校)が俗謡の歌詞を前記目的にあうように改めたことを報告したものです。展示部分の「子守歌 雑歌」の一部を書き起こしてみました。

わたしゃ東洋之日本生れ知って居ります国体は (中略)
顔のよごれは洗へば落ちる身から出た錆落ちはせぬ (中略)
食ふて着てねて給金もろてお主人の御恩が忘らりよか (中略)
出世なされ御出世なされ一等勲章を下げなされ

謝恩碑の建立

京都府行政文書「京都府下民政自治善行美蹟集」(明45-64-追2)

北桑田郡大野村大字榎原(現在の南丹市美山町榎原)の奈島清良は、幕末から自宅で私塾を開き、小学校が各地に設置されて以降も、私塾をそのまま分校として、長年のあいだ郷里の教育に携わってきた人物です。

展示部分は、清良が70歳になるのを記念して、教え子たちが謝恩碑を建立したという報告です。

維新の志士の位置づけ

京都府行政文書「昭和大礼 維新志士慰霊祭一件」(昭3-51)

昭和3(1928)年11月に維新の志士を祭っている霊山護国神社で開催された、「維新志士慰霊祭」についての一件書類です。

展示しているのは当時の総理大臣田中義一名義祭文^{さいぶん}の一部です。志士たちが「現代盛運ノ根源」として明治・大正・昭和の発展の礎^{いしずえ}になったことが明示されています。

代理者による顕彰

京都府行政文書「侍従御差遣一件」(昭17-25)

対米英宣戦布告から半年後、昭和17(1942)年5月、「戦時下国民総努力の様相」を実施するため、侍従^{じしゅう}が各府県に派遣されます。この簿冊は京都府が侍従差遣に対応した記録です。

展示部分は、侍従の日程表です。精力的に各地を見てまわった事がわかります。侍従が訪れることはその地域・施設・事業が天皇によって特に認められた事を意味しました。顕彰の一つの形態といえます。

小出侍従視察の新聞記事 複製

京都府行政文書「侍従御差遣一件」(昭17-25)

派遣された小出侍従に関する新聞記事です。

猛暑が続く京の夏。涼を取るのにはクーラーが主役の現代でも、「京扇子・京うちわ」は京都府の伝統的工芸品の一つとして根強い人気を博しています。

扇、菓子、呉服...

写真の扇面は、昭和初期に小西大東という人が考案した意匠です。鴨川、三十六峰、葵祭など京都の風物や年中行事、四季の移ろいなどを題材に、有職故実や歴史、古典文学、芸能といった多彩な知識が凝縮され、デザイン的にも優れた意匠です。

小西大東は、「京都府紳士名鑑」=1917(大正6)年=には、呉服商の業界紙「実業新聞」の社長とあります。しかし、これは肩書のひとつにすぎません。大東は、扇子だけではなく菓子や呉服などの命銘や意匠の考案を手がけたり、香の效能書の執筆をした

り、またこれらの京都の各種名産品の広告制作を手がけたりと、生産から販売まで幅広く活躍した、京ブランドのプロデューサーと言うべき人物でした。有職故実に関わる博識を生かした仕事が、京ブランド品の人気を支えていました。

菓子業界には特に深く関与し、今でも菓匠会という老舗菓子商の団体がありますが、この菓匠会の品評会の審査員を務め、また、干支や歌会始の御題に因んだ新年菓子の見本帖である『新年菓帖』の編纂にも関わりました。この仕事は、明治30(1897)年代半ばから戦時中まで続き、大東のライフワークとなりました。

史蹟顕彰に尽力

また、大東は京都史蹟会という団体の指導者的な役割も務めました。京都史蹟会は、

大正大礼を契機に呉服商千吉の西村吉右衛門が設立したもので、京都の歴史を学び、社会に貢献した事績や事物を保存、顕彰するため、講演会などを開催しました。

このように数々の優れた業績を遺した大東ですが、晩年は嵯峨大覚寺門前の、大森鍾一(第十代京都府知事)の別邸跡の邸宅で過ごし、1944(昭和19)年に75歳で亡くなりました。この大東の生涯は、京都の近代をそのままに生きた人生であったといえます。今日では、人名辞典にも記載がなく、忘れられた存在ですが、これを機会に、京都の街で活躍した京ブランドのプロデューサー、小西大東という人物について知っていただければ幸いです。

(京都府立総合資料館 資料主任松田万智子)

新年菓帖 勅題干支

小西大東解説 万華堂

毎年年末になると、京都の老舗の菓子店では、新年の歌会始の題(勅題)や干支に因んだ新年菓が売り出されます。この『新年菓帖』は、新年菓の参考にするための菓子店向けの図案帖です。

この菓子図案と、菓子の銘を小西大東が考案し、万華堂、藤澤文次郎が木版によって刊行したもので、このような図案帖を明治35(1902)年頃から手がけていました。

今年の干支に因んで、昭和11(1936)年の子年に向けてのものを展示しました。有職故実や古来の逸話、アルファベットなど新旧の知識を取り混ぜた解説文が添えられています。

九重扇 十二種

小西大東作

中京区にあった団扇堂という扇子店の依頼により、大東がデザインし命名した扇面の図案帖です。明治36(1903)年頃に作成されたものです。

「賀茂」、「鴨川」、「三十六峰」等、京都らしい銘が付けられ、それぞれに古典や史実に題材を求めた由緒書が記されています。

ここでは、「三十六峰」の図案を紹介します。

雑誌広告に見る小西大東

大東は、扇子や菓子のデザインや命銘だけでなく、これらの商店の広告の制作も手がけました。昭和初期の雑誌からご紹介します。

扇子商、宣阿弥の広告 『都市と芸術』昭和3年11月号より

菓子商、笹屋伊織の「どら焼」の広告 『洛味』第1号、昭和10年3月より

みなさんは吉田初三郎という絵師をご存知でしょうか。この名前に心当たりはなくても、一昨年の秋に京都市中京区河原町通三条下ルの工事現場に突如として登場した巨大な鳥瞰図ちようかんずをご覧ください。この絵の作者こそ、「大正の広重」と呼ばれて一世を風靡した鳥瞰図絵師、吉田初三郎です。

皇太子の称賛受け

吉田初三郎は、1884(明治17)年に京都で生まれました。友禅の図案工などを経て、洋画家を志して関西美術院長の鹿子木孟郎に入門します。しかし、師から商業美術家への転身を勧められたことや、1913(大正2)年刊行の京阪電車の沿線案内図が男山八幡宮を訪れた皇太子(のちの昭和天皇)の称賛を受けたことから、パノラマ風の観光案内図の製作を手掛けるようになりま

す。左右の端をU字型に曲げ、大胆なデフォルメを施した絵図は、「初三郎式鳥瞰図」と呼ばれ、大正以降の鉄道の発達に伴う旅行、観光ブームの中で人々の人気を博しました。

旅から旅への人生

自治体や鉄道会社、旅館などのスポンサーの依頼を受けて、国内はもとより、満州、朝鮮、樺太などにまで旅をして鳥瞰図を描いた初三郎の一生も、旅から旅への人生でした。中でも、大分県の別府、亀の井ホテルの油屋熊八や、名古屋鉄道の上遠野富之助らが初三郎の強力な後援者でした。昭和天皇の称賛に感激し、この道に進んだ初三郎は、終生「図画報国」をモットーとします。特に、28(昭和3)年の秋に京都で催された昭和大礼(天皇の即位式)時には、京都府を初め、京都大博覧会

事務局、都ホテル(現、ウェスティン都ホテル)、大丸などからの依頼を受けて数多くの名作を描きました。

写真の『京都名所大鳥瞰図』は、京都府が依頼した印刷本です。京都府立大学には同名の巨大な原画(1.15×5メートル)があり、これこそ初三郎の代表作だといえるでしょう。

生涯に1,600種以上ともいわれる膨大な数の鳥瞰図を描いた初三郎は、55(昭和30)年に京都先斗町の寓居で亡くなりました。享年71歳。観光名所を描き続けた初三郎にふさわしく、「観光院」とおくり名されています。

なお、近日中に「京の鳥瞰図絵師 吉田初三郎」展を総合資料館のホームページで公開予定ですので、ぜひご覧下さい。

(京都府立総合資料館 資料主任松田万智子)

京都名所大鳥瞰図 複製

吉田初三郎作

昭和3(1928)年11月、京都で昭和天皇即位の大礼が行われました。この『京都名所大鳥瞰図』は、これを記念して、京都府が制作を依頼したもので、原本は京都府立大学に所蔵されています。

展示している資料は、原本をデジタル技術を用いて精密に複製したものです。

京都の市街図とその周辺を、京都駅を中心に烏丸通を軸として画面の両端上部をU字型にデフォルメし、見えるはずのない朝鮮半島や釜山まで描き込まれています。図の左側に「昭和三年御即位大典を記念して」、「初三郎謹作」(通常は「初三郎作」と記されています)と記されています。

洛東洛西洛南洛北京名所交通図絵

吉田初三郎作

昭和大礼を記念し、京都市教育会の依頼により制作されたものです。

洛東・洛西・洛南・洛北の4枚の交通名所図絵から成り、裏面には詳細な京都案内が記載されています。

表紙裏面の「絵に添えて一筆」には、昭和天皇が皇太子時代に初三郎処女作の案内図を褒めたという有名なエピソードや、この絵図が小学生の教科用に充てられることなどが記述されています。

洛東洛西京名所交通図絵

吉田初三郎作

洛東、洛西京名所交通図絵を、土産用の扇子に仕立てたものです。

京都 京都図絵

吉田初三郎作

昭和大礼を記念して、昭和3(1928)年9～12月に、京都市が主催して開催された大礼記念大博覧会の会

場と名所案内を兼ねた京都の絵図で、博覧会事務局が発行したものです。

博覧会の会場は、東会場が岡崎公園に、西会場が千本丸太町に、南会場が現在の京都国立博物館に設営されています。

裏面には、「絵に添えて一筆」と題する解説や感想の小文が記されているほか、大礼儀御日取、博覧会の歌、京都年中行事、京名所略記、大礼博案内などが記載されています。

叡山頂上一目八方鳥瞰図

吉田初三郎作

京都市の北東に位置する比叡山は、大比叡（848.3m）と四明ヶ岳（838.8m）の二峰から成る双耳峰そうじほうの総称で、山頂からの眺望がすばらしい名峰です。

本図は四明ヶ岳の頂上を画面の中心におき、四方八方に広がる風景を円形にまとめたユニークな構図となっています。